

原管P発第1305293号  
平成25年5月29日

独立行政法人日本原子力研究開発機構  
理事長職務代行 副理事長 辻倉 米藏 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成25年1月31日に貴機構から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）」（以下「平成24年12月12日の命令」という。）に対する「「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）」に対する結果報告について（平成25年1月31日 24原機（も）635）」（以下「平成25年1月31日の報告」という。）及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について（平成24年12月12日 原管P発第121207002号）」に対する「「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について（平成24年12月12日 原管P発第121207002号）」に対する結果報告について（平成25年1月31日 24原機（も）636）」の提出を受け、同年2月14日から15日までの立入検査及び平成24年度第4回保安検査等を通じて、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）において、約1万の機器について保全計画に定めた点検間隔及び頻度での点検を行わなかったこと、保全の有効性評価を実施せず複数回にわたり点検を先送りしたこと並びに平成24年12月12日の命令に基づき一部機器について点検を実施したことを確認した。

上記の確認結果に基づき、当委員会は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第35条第1項の規定に基づく、研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則（平成12年総理府令第122号）第26条の2第1項、第26条の2の4第2号、第26条の2の5第1号口、第3号及び第5号、第26条の2の6第1号、第26条の2の7各号、第26条の3並びに第30条第1項第4号イ、ロ及びニからヘまでの規定に違反すると判断する。

のことから、貴機構に対し、原子炉等規制法第36条第1項の規定に基づき、もんじゅについて、下記の保安のために必要な措置を講じることを命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあつた日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 記

- 1 以下の事項を含め、保守管理体制及び品質保証体制を再構築すること。
  - ・ 経営層は、もんじゅの保守管理業務が確実に実施でき、かつ、新たに点検時期の超過を発生させないよう人材、設備等及び予算を適切に配分するとともに、保守管理業務を担当する職員を組織内で適正に評価すること。
  - ・ 組織として、保全計画の対象となる全ての機器の点検状況を正確に把握し、管理できるシステムを構築すること。
- 2 平成24年12月12日の命令に対し、貴機構が平成25年1月31日の報告を提出した時点において、措置が完了していないものについて、同命令に従い、引き続き、必要な措置を講ずること。
- 3 上記1及び2について、貴機構の措置が完了した後、対応結果について当委員会へ報告すること。
- 4 上記3に関する当委員会の確認が完了するまでの間、保安の確保に必要な点検等を除き、原子炉等規制法第28条第1項に基づく使用前検査（原子炉施設の性能に関する事項に限る。）を進めるための活動を行わないこと。

以上

原管P発第1305294号  
平成25年5月29日

独立行政法人日本原子力研究開発機構  
理事長職務代行 副理事長 辻倉 米藏 殿

原子力規制委員会

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第37条第3項の規定  
に基づく保安規定の変更命令について

原子力規制委員会（以下「当委員会」という。）は、平成25年1月31日に貴機構から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）」に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第36条第1項の規定に基づく保安のために必要な措置命令について（平成24年12月12日 原管P発第121207001号）」に対する結果報告について（平成25年1月31日 24原機（も）635）及び「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について（平成24年12月12日 原管P発第121207002号）」に対する「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第67条第1項の規定に基づく報告の徴収について（平成24年12月12日 原管P発第121207002号）」に対する結果報告について（平成25年1月31日 24原機（も）636）の提出を受け、同年2月14日から15日までの立入検査及び平成24年度第4回保安検査等を通じて、高速増殖原型炉もんじゅ（以下「もんじゅ」という。）において、組織的要因等根本原因分析結果及び再発防止対策に関し、虚偽の報告は認められないものの対応が不十分であることを確認した。また、当委員会の指摘を受けるまで、貴機構が点検時期の超過を認識し改善に取り組まなかつたことから、貴機構の安全文化が劣化していることを確認した。

上記の確認結果に基づき、当委員会は、もんじゅの保安活動を適切かつ確実なものとし、災害の防止を図るため、保安規定の変更の必要があると判断する。

のことから、貴機構に対し、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第37条第3項の規定に基づき、もんじゅについて、安全文化の劣化等に対し、組織的要因の問題等の根本原因分析をやり直し、再発防止対策の見直しを行うとともに、組織内における役割分担並びに責任及び権限を確認した上で、下記を踏まえ、保安規定の変更を命ずる。

なお、この処分について不服がある場合には、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、書面により当委員会に対して異議申立てをすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の異議申立てをすることができなくなる。

この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、上記の異議申立てに対する決定を経た後に、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として提起することができる。ただし、当該異議申立てに対する決定があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該異議申立てに対する決定の日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、次の①から③までのいずれかに該当するときは、当該異議申立てに対する決定を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができる。①異議申立てがあつた日の翌日から起算して3か月を経過しても決定がないとき。②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

## 記

- 1 経営層は、もんじゅの運営に当たり、安全を最優先とすることを改めて認識した上で活動方針を定め、組織内に周知し、当該方針に基づく活動を実施させること。
- 2 コンプライアンスを徹底し、安全文化醸成活動の取組を強化すること。
- 3 経営層及び発電所幹部の責任を明確にし、その履行状況の確認を強化すること。
- 4 経営層から現場に至るまで意識の共有化を図ることができる組織を構築すること。

以上